

議案第69号

財産を無償で貸し付けること（弓浜がすり伝承館）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	境港市麦垣町字蔵本灘86番2	2,764.26平方メートル
建 物	〃	523.28平方メートル

2 相手方

境港市麦垣町86番地

鳥取県弓浜緋協同組合

3 貸付期間

平成19年7月1日から平成23年3月31日まで

4 理 由

伝統工芸品である弓浜緋について、鳥取県弓浜緋協同組合が行う伝統技術の伝承及び後継者の育成を支援し、産地の維持を図るため、土地及び建物を無償で貸し付けようと

するものである。